

●香川県告示第507号

平成20年香川県告示第207号（平成20年度地籍調査事業計画の決定）の一部を平成20年11月14日次のとおり変更した。

平成20年11月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
高松市	略			高松市	高松市塩江町安原下の一部、 塩江町安原下第1号の一部、 塩江町安原下第3号の一部、 庵治町の一部及び牟礼町牟礼の一部	平成21年3月 31日まで	地籍調査
	<u>高松市塩江町安原下第2号の一部、 塩江町安原下第3号の一部、 庵治町の一部及び牟礼町牟礼の一部</u>	〃	<u>数値情報化</u>				
略				略			
小豆島町	略			小豆島町	小豆郡小豆島町池田の一部	〃	地籍調査
	<u>小豆郡小豆島町池田の一部</u>	〃	<u>数値情報化</u>				
略				略			